

船舶事故調査報告書

平成30年7月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年1月7日 16時27分ごろ
発生場所	鳴門海峡 孫崎灯台から真方位125°410m付近 (概位 北緯34°14.2′ 東経134°38.8′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ふしじ} 藤丸は、南進中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年1月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 藤丸、5トン未満（長さ6.06m）
船舶番号、船舶所有者等	280-20419徳島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮流：南流約8.3ノット（kn） 日没時刻：17時07分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、徳島県今切港^{いまぎれ}に向け、鳴門海峡を約13knの対地速力で南進していた。</p> <p>本船は、船長が、海面が穏やかな場所を選んで大鳴門橋下付近を航行していたところ、裸島^{はだか}の東側に潮流が速い水域を認め、離れようと思い、主機の回転数を下げて右舵を取ったものの、潮流を右舷正横から受ける状態となり、左右に大きく2～3回揺れて船内に海水が流入し、左舷側に転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用しており、転覆した本船にかまっていたところ、近くにいたプレジャーボートに救助された。</p> <p>本船の乾舷は、船首約0.9m、船尾約0.7mであった。</p> <p>海図W112（鳴門海峡）によれば、潮流が南流時、激潮及び渦流が裸島の東側に発生する。</p> <p>船長は、事前に鳴門海峡の潮流の状況を調べておらず、また、裸島の東側に激潮及び渦流が発生することを知らなかったが、過去に南流が最強時の鳴門海峡を航行したことがあったので、本事故時も支障なく航行できると思っていた。</p>
分析	本船は、鳴門海峡の潮流が南流約8.3knの状況下、大鳴門橋下付近を南進中、船長が、裸島の東側に激潮及び渦流が発生することを知らなかったことから、裸島の東側の潮流が速い水域に近づき、離れよ

	<p>うと思つて主機の回転数を下げて右舵を取つた際、潮流を右舷正横から受ける状態となつて船内に海水が流入し、左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、鳴門海峡の潮流が南流約 8.3 kn の状況下、大鳴門橋下付近を南進中、船長が、裸島の東側に激潮及び渦流が発生することを知らなかつたため、裸島の東側の潮流が速い水域に近づき、離れようと思つて主機の回転数を下げて右舵を取つた際、潮流を右舷正横から受ける状態となつて船内に海水が流入し、左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に航行予定海域の水路調査を十分に行うこと。 ・ 船長は、潮流の状況を考慮し、無理のない航行計画を立てること。